ヴェルディ八戸ノ里における

施設内の感染者発生時等の対応について

 2020.5.25

ヴェルディ八戸ノ里

施設長　植北康嗣

**１．基本的な考え方**

○ヴェルディ八戸ノ里が提供するサービスは、ご入所者の方々やそのご家族の生活を継続

　　する上で欠かせないものなので、保健所等の指導のもとに感染拡大防止対策を徹底し、

必要なサービスを継続的に提供できるよう努めます。

○「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）※」（令

和２年４月７日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等に基づき、感

染経路を断つための取組みを含め感染拡大防止に向け、引き続き取り組みます。

○ご入所者は高齢者で、基礎疾患を有する者も多く、重症化するリスクが高い特性がある

ことから、ご入所者が新型コロナウイルスに感染した場合は、原則入院となります。

　※社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）

　　　　この資料は4月に各部署へ配布しています。

[https://www.mhlw.go.jp/content/000619845.pdf#search](%E3%80%80https%3A//www.mhlw.go.jp/content/000619845.pdf#search)

**２．ヴェルディ八戸ノ里等における取組み（敬称等略）**

**（１）感染拡大防止に向けた取組み**

○「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）」等に基づく

取組みを引き続き進め、併設の介護サービス事業所間の情報共有に努めます。

○入所者に対しては、感染の疑いについてより早期に把握できるよう、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認を行うこと等により、日頃から入所者の健康の状態や変化の有無等に引き続き留意します。

○職員に関しては、職員（その家族など）が感染源とならないよう、職場はもとより、職場外でも感染拡大を防ぐための以下の取組を継続します。

　　・3密回避（密閉空間、密集場所、密接場面）

　　・外出時の社会的距離、マスク着用、手洗い、換気

　　・その他、各自治体の感染対策の遵守

　　・業務時のマスク、手洗い、消毒、体温測定の遂行

○面会及び施設への立ち入りについては、

・面会は、緊急やむを得ない場合を除き、制限を継続しますが、今後自治体などの制限

緩和等に応じて変更します。

・委託業者等についても、原則物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で

行います。

○一人でも新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がでた場合は、速やかに保健所に報告し、指示に従います。

**（２）新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の対応**

保健所の指示に従うとともに、協力医療機関にも相談し、施設長及び職員が中心となり、

以下の取組みを徹底します。

**①情報共有・報告等の実施**

○入所者等において、新型コロナウイルス感染者が発生した場合、速やかに施設長への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、保健所を含む行政機関へ報告します。また、感染した入所者の家族等へは、ご本人の状態と対応方法について報告します。

**②消毒・清掃等の実施**

○新型コロナウイルス感染者の居室及び感染当該者が利用した共用スペースなどは、「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」の手順通り、消毒・清掃を実施します。

具体的には、手袋等を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、適切な濃度の次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わない。保健所の指示がある場合はその指示に従う。

**③積極的調査などへ一部個別情報などの協力（公的機関へのみ）**

〇感染者が発生した場合は、保健所の指示に従い、濃厚接触者となる入所者等の特定に協力します。その際、可能な限り入所者のケア記録や面会者の情報の提供等や疑い症例や濃厚接触者の調査等については、保健所の指示に従います。

〇濃厚接触者の調査の結果等により職員の不足が生じる場合には、当法人内で人や衛生物品の応援など、速やかに生活環境が維持できるよう努めます。

**④新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等への適切な対応の実施**

○濃厚接触者等については、保健所と相談の上、対応します。

なお、濃厚接触者については14 日間にわたり健康状態を観察することとしており、以下の対応は感染者との最終接触から14 日間行うことが基本ですが、詳細な期間や対応については保健所の指示に従います。

○保健所により濃厚接触者とされた職員については、自宅待機等を行い、保健所の指示に従う。また、職場復帰時期についても、感染検査結果や発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従います。

○具体的なケアに当たっては、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点（その２）」に基づき対応します。

**⑤入院調整中の感染者等への対応**

○入所者に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、原則入院となります。

　　そのため、看取りケアを承諾されている入所者も原則入院となります。

○感染の発症したユニットへの食事提供は使い捨て食器などを使用します。

○ただし、近隣地域の発生及び病床等の状況によっては、入院調整までの一時的な期間について、大阪府等の指示により、施設内で入所継続を行う可能性もあります。

○施設内で一時的に入所継続を行う場合には、感染の拡大を防止するため、保健所の指示に従って対応に努めます。（以下参照）

**（ⅰ）生活空間等の区分け（いわゆるゾーニング）等**

保健所と相談し、施設の構造、入所者の特性を考慮した上で、以下の点に留意して対応し、保健所の感染管理専門者の助言を受けて対応します。

・感染した入所者、濃厚接触者及びその他の入所者の食事場所や生活空間、トイレ等を分けるため、即時に個室対応とします。

・生活空間の確保のため、一時的に居室移動等の可能性があります。

・感染拡大防止を優先するため、一時的にサービス回数（離床、入浴など）の減少など優先順位をつけてケアを行います。

・感染した入所者及び濃厚接触者やその居室が判別できるよう入口に掲示（目印）します。

・居室、ユニットからの出入りの際に、感染した方と、感染していない方（濃厚接触者及びその他の入所者）が接することがないようにします。

・職員が滞在する場所と感染している入所者の滞在する場所が分かれるようにするとともに、入口などの動線も分かれるようにします。

・感染している入所者に直接接触する場合または患者の排出物を処理する場合等は、サージカルマスク、眼の防護具、長袖ガウン、手袋などを着用します。（備蓄・調達先調整済み）

・感染している入所者、濃厚接触者及びその他の入所者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けます。夜勤時等、分けることが困難な場合は、防護具などを着用します。

**(ⅱ)入所者の健康管理について**

・感染した入所者については、特に健康の状態や変化の有無等に留意が必要なため、保健所の指示に従い、適時の検温、呼吸状態及び症状の変化の確認、パルスオキシメーター(血中酸素濃度)等も使用した状態の確認、状況に応じた必要な検査の実施等を行いケース記録に記載します。新型コロナウイルス感染症の患者は、状態が急変する可能性もあることに留意して対応いたします。

・他の入所者についても、検温や状態の変化の確認を行うほか、咳や呼吸が苦しくなるなどの症状が出た場合には、速やかに医師等に相談し対応いたします。

**(ⅲ)情報の共有**

・施設長は、職員体制、入所継続している感染者の状況、その他の入所者の状況、物資の状況等について、1日1回以上を目安に保健所を含む行政機関へ報告します。

以上